

【特集】リベラルの言説——批判的検証

## 集団的自衛権に反対する論理

——長谷部恭男の立憲主義論・集団的自衛権論から考える

長谷部恭男

『憲法と平和を問いなおす』

山口響

かつてなら憲法論や政治理論の世界でのみ語られていたであろう「立憲主義」が、このところ一般の議論の俎上のぼるようになってきた。

その最大の理由は、二〇一二年四月に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」が、「権力に縛りをかけるもの」としての憲法という性格を、「国民・市民に縛りをかけるもの」としての憲法へと一八〇度転換しようとしたことにあった（奥平康弘・愛敬浩二・青井未帆編『改憲の何が問題か』岩波書店、二〇一三年）。

樋口陽一は、立憲主義とは「権力に勝手なことをさせない」ことだと簡潔に説明している（樋口陽一『個人と国家——今なぜ立憲主義か』集英社新書、二〇〇〇年、八四頁）。「権力に勝手なことをさせない」役割を憲法にあてがうの

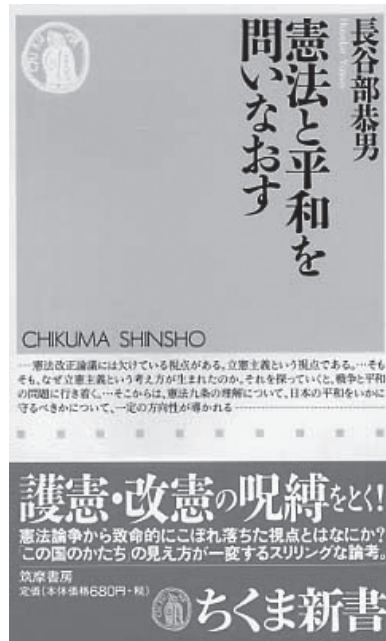
をやめて、国民に対してあれやこれやの指示をさせる役割を憲法に担わせるのが、自民党改憲案の眼目だ。そこで、これまでの平和主義に加えて、立憲主義が反改憲論の重要な根拠として呼び出されてきたわけである。

憲法学者の長谷部恭男は、立憲主義についてさらにわかりやすく説明している。長谷部は、「民主主義にもとづいて行使される国家権力でさえ制限されるといふ点に、立憲主義の強みとその謎がある」という（長谷部『憲法と平和を問いなおす』ちくま新書、二〇〇四年、一三頁）。「この世の中には、社会全体としての統一した答えを多数決で出すべき問題と、そうでない問題がある……その境界線を線引きし、民主主義がそれを踏み越えないように境界線を警備するのが、立憲主義の眼目」だとも述べている（四一頁）。

ここで指摘されているのは、民主主義と立憲主義との緊張関係だ。社会には、民主主義によっても決められない領域がある。人びとはしばしば、長谷部が言うところの「比較不能な価値観」をもって、それを公的決定を通じて他人に押し付けているが、それが公的決定を通じて、プライベートや思想・良心、信教などを、民主主義による決定がなされる「公」の領域から隔離して、「私」の領域に封じ込める。この状況を表す用語が「立憲主義」である。

### 立憲主義と平和主義は矛盾する？

ここまでの長谷部の議論には何の異論もない。問題は、立憲主義と平和主義との関係に関する長谷部の独特な理解



長谷部恭男『憲法と平和を問いなおす』  
筑摩書房、2004年

の仕方にある。

端的に言えば、彼は、自衛隊を違憲とみなす主張（＝絶対平和主義）は立憲主義と両立しえないと考えている。政府による自衛力を放棄することが道徳的に正しいとみなす絶対平和主義の主張は、「善き生き方」の他者への強制を憲法を通じて行おうとするものであり、「比較不能な価値観」を私的領域に封じ込める立憲主義のプロジェクトとは整合しない、というのだ（同上、一六六～六七頁）。

となると、現行の日本国憲法第九条に関する解釈としては、憲法学界の多数説である自衛隊違憲論ではなく、「自衛のための必要最小限度の実力」としての自衛隊の保有を認める政府解釈の方を長谷部は採用している、ということになる。

「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」という、素直にみれば自衛隊ですら否定されているとしか読めない条文から自衛隊合憲論を導くために、長谷部は、「準則 (rule) と原理 (principle)」という概念を持ち出している（一七二～一七三頁）。準則は「ある問題に対する答えを一義的に定める」ものであり、原理とは「答えをある特定の方向へと導く力として働くにとどまる」ものである。たとえば、ある道路が駐車禁止かどうかは一義的に決まっていることなので「準則」である。他

方、「原理」については、表現の自由が一般的には保障されつつも、名誉棄損やプライバシー侵害などの例外時には保障されないことが例として挙げられている。

長谷部によれば、これまで憲法九条は「準則」として理解されてきた。つまり、九条の字面だけを読んで、自衛隊は憲法典に反するとみなされてきたというのだ。そうではなく、九条を「原理」と理解すれば、自衛隊のための必要最小限の実力を現状でも持つことになるという。

ついでに言うとは彼は、日米安保体制についても違憲とはみなしていないようだ。「冷戦下において共産主義の脅威に対処するためにアメリカの核の保護を受けたことは、立憲主義に基づく議会制民主主義国であり続けようとする以上は、合理的な選択であった」と語る（長谷部『憲法とは何か』岩波新書、二〇〇六年、六〇頁）。ここでもまた、立憲主義を持ち出して、アメリカの核の傘に日本が依存したことが正当化されている。

## 二つの平和主義——義務論と帰結主義

ここで長谷部の議論を一度離れて、平和主義そのものについて考えておく。松元雅和の簡潔かつ要領を得た説明によると、平和主義には、①義務論によって根拠づけられるもの（絶対平和主義）と、②帰結主義によって根拠づけられるもの（平和優先主義）があるという（松元『平和主義

とは何か』中公新書、二〇一三年）。

義務論の場合、殺人を回避することは無条件の義務であり、それが唯一絶対正しいことだと考える。暴力に訴えないことで自らが死ぬ結果を招くとしても守られねばならない義務である。他方、帰結主義の場合、殺人を回避することが自分自身や社会の安全につながるかどうかという帰結（結果）の方から、殺人回避という選択の是非を判断する。したがって、暴力を使うことで身を守るのならば、それも時には許される、との判断が出てくることもある。

長谷部は、自衛隊違憲論の絶対平和主義は他者に「善き生き方」を強制するものだと言っていた。この場合彼は、自衛隊違憲論者が義務論の観点から九条擁護の論陣を張っていると想定していることになる。すなわち、「自衛隊を廃止することが日本（あるいはそれを構成する個人）の安全につながるかどうかはわからないが、ともかくも、自衛隊という暴力装置をなくすることは我々の義務であり、現行の九条はその線に沿って解釈され、擁護されねばならない」と護憲派は考え、その考えを他者に押し付けている、だからそれは立憲主義と反している、と長谷部はみなすのであった。

### （一）長谷部批判——義務論の観点から

こうした長谷部の立論は妥当だろうか。

議論を先に進めるために、「絶対平和主義は他者への価値観の押しつけ」という長谷部の主張をいったんは認めることとしよう。

では、自衛隊を合憲化し、最小限度の実力なら持つてかまわない、とすることは、「善き生き方」の強制にはならないのだろうか。「最小限度の実力」しか持たないはずの自衛隊の存在感がますます強まり、北朝鮮や中国のような「軍事的脅威」に対して軍事力強化でもって立ち向かうことを認めない人びとがまるで「非国民」のような扱いを受けてしまう昨今の社会的雰囲気は、少なくとも私にとって息苦しいものを感じる。この息苦しさは、軍事という価値の押しつけによって生じているものだ。これが「善き生き方」の強制でなくて何なのだろうか。私がそういう感情を持つているということに対して、「自衛隊の規模や役割をどうするか」ということは公的に（＝民主主義的に）決める問題であって、個人の価値観や感じ方の問題とは次元がちがう」というようなドライな処理をされてしまうのだろうか。

## （2）長谷部批判——帰結主義の観点から

次に、帰結主義の観点からも長谷部の平和主義論を見ておこう。言い換えると、自衛隊の保持・強化、あるいは縮小・廃棄によって私たちの安全は確保されるのか、という

安全保障論の観点から検討する、ということでもある。

長谷部が、義務論的な観点から絶対平和主義と立憲主義との折り合いの悪さを指摘したことは、たった今みてきたとおりだ。しかし、次のように述べる彼は、同時に、帰結主義（安全保障論）の観点からも、自衛隊合憲論に与している。「第二次大戦後の歴史を見ても、朝鮮戦争やフォークランド紛争のように、ある地域を実力で防衛する意思がないという誤ったシグナルを相手方に送ることで戦争が引き起こされた例を挙げることは容易である。／徹底した平和主義は、その意図せざる効果として、国家間の関係を不安定にする」（長谷部『憲法と平和を問いなおす』一四八～四九頁）。平たく言えば、自衛隊がある方が安全だから、というただそれだけのことである。

他方で、絶対平和主義的な九条解釈もまた、帰結主義の観点からも一定の層に支持されてきたものではなかったか。長谷部は、自衛隊、あるいは軍隊一般を論じるにあたって外敵の存在にもっぱら注目しているが、近現代の歴史、とくに沖繩戦の実態が示したことは、「軍は国民を守らない」ということだった（ビープルズ・プラン研究所編『九条と民衆の安全保障』現代企画室、二〇〇六年）。ある場合においては自国軍こそ自らにとってもっとも危険なものであるから、その存在を憲法によって禁じておくことには合理性がある。数々の戦争と侵略の時代を経て、国民に対して

すら必ずしもやさしい存在ではなかった日本軍の実態を知った人びとにとってみれば、軍隊の廃絶こそもっとも現実主義的な選択肢だったのだ。

「国家安全保障」に対抗する理念として私たちが「民衆の安全保障」を唱えてきたのは、国家の暴力装置に私たちの身を委ねるよりも、民衆自身の越境的な交流によって暴力や紛争を抑制した方が自分にとってより安全である、というクールな判断に支えられている側面もある。民衆の安全保障という言葉を選択しているのが、その端的な表れだ。

長谷部自身も、国内の平和を確立することを目的として設立された国家が、当初の目的に反してかえってほかに大規模な騒乱に人びとを巻き込むことになったというジレンマに対して、国家に対する社会契約そのものの解消をJ・ルソーがひとつの処方箋として提示していたことを指摘し、これについて「生命・財産に対する重大な危機をもたらすであろう戦争を回避するために、むしろ国家という約束事を消滅させることが合理的な選択といえる場合もありうる」ことを一般的には認めている（長谷部『憲法と平和を問いなおす』一二五頁）。

このように、帰結主義的な観点からの自衛隊違憲論には、何の根拠もないわけではない。

### 長谷部の集団的自衛権批判

こうして長谷部は、義務論と帰結主義の両方の観点から、九条に関する現行の政府解釈を容認することになり、これを「穏和な平和主義」と呼んでいる。これに関して彼はこう述べる。

「憲法九条二項の規定は、『陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない』とする。平和に向けた決意表明としては尊いが、現実問題として、何らの実力組織も備えないで領土の保全や国民の生命・財産の安全を図れるかと言えば、それは無理であろう。だから『戦力』と言いつけるほどの規模・能力の部隊を保持することはできないが、自衛のための必要最小限の実力であれば、保持は禁止されない。そうである以上、国際社会の平和と安全という一般公益のために自衛隊が活動することもない。あくまで、自国の安全が脅かされている場合にのみ行動する。ほどほどの知性と良心を備えている人であれば、納得のいく理屈ではなからうか」（傍点引用者）（長谷部『憲法・アメリカ・集団的自衛権』奥平・愛敬・青井編『改憲の何が問題か』七六頁）。

ここでは、「これぐらいの規模や能力の自衛隊なら日本の安全を守るのに役立つだろう」という、必ずしも根拠の明白でない国民の「良識」が、現状追認の根拠とされている。そして、「必要最小限の実力」のなかに集団的自衛権の

行使を含めるべきでないという長谷部の主張も、現行の政  
府憲法解釈そのままである。「自国の安全が脅かされてい  
るとさしたる根拠もないのに言い張る外国の後を大のよう  
について行って、とんでもない事態に巻き込まれないよう  
に、あらかじめ集団的自衛権を憲法で否定しておくという  
のは、合理的自己拘束として、充分にありうる選択肢」（長  
谷部『憲法と平和を問いなおす』一六二頁）と述べ、さら  
にその後で、「合理的な自己拘束という観点からすれば、  
ともかくどこかに線が引かれていることが重要なのであり  
……なぜそこに線が引かれているかにはさしたる合理的理  
由がないとしても、いったん引かれた線を守ることに  
合理的理由がある」（一六三―一六四頁）と論じている。

つまり、個別的自衛権をいったん認めてしまつたら、「集  
団的自衛権は憲法上禁止」というところに線を引きつづけ  
ることに、「さしたる合理的理由がない」のである。「今  
までそう言われてきたのだから、その線を守らねばならな  
い」ということ以上のものではない。「アメリカが困つた  
時に助けておけば、将来日本が困つた時に助けてもらえ  
る」との期待が帰結主義的な観点から合理的なものとしてあら  
たに世論の受け入れられるところとなれば、集団的自衛権は容  
易に解禁されてしまう。しかも、いったんそこに合理的な  
線が引かれてしまえば、長谷部流の理解でいえば、それは  
立憲主義とも矛盾しないということになってしまうのでは

ないか。

リベラリズムの一要素である立憲主義と、集団的自衛権  
行使を容認することですます軍事の要素を社会の中で  
さばらせ、民衆の自由の領域が蚕食されていく状況が共存  
するというのは、理論的にはおおよそ理解不能である。

やはり、「権力の勝手を許さない」立憲主義が日本国憲  
法の中でもっともよく表現されているのが、軍隊という究  
極の権力形態を認めない九条であり、個別的自衛権であ  
れ「必要最小限の実力」であれ九条は認めていない、と理解  
する方が、集団的自衛権解禁論とたたかうための根拠とし  
ては、よほどすつきりしてはいないか。

（やまぐちひびき／ピールズ・プラン研究所運営委員）